くしろ家畜衛生

第95号（平成２９年２月号）

北海道釧路家畜保健衛生所

♪ホームページアドレス♪
http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/index.htm

〒０８４－０９１７
釧路市大楽毛１２７番地の１
電　話　０１５４－５７－８７７５
ＦＡＸ　０１５４－５７－６１２５

高病原性鳥インフルエンザに関する情報

１　道内養鶏場で高病原性鳥インフルエンザ発生！！

平成28年12月16日、十勝管内清水町の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザが発生しました。約28万羽の鶏を殺処分し、その後、鶏舎等の清掃消毒、さらに周辺農場の清浄性を確認した上で、平成29年１月15日、防疫措置を終了しました。

２　国内での発生状況

国内では、平成28年11月以降、平成29年２月１日までに６道県９養鶏場で本病が発生し、約１３０．５万羽が殺処分されています。

平成28-29年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生について

（農林水産省のホームページより抜粋）

事例No.	道・県	市町村	発生日 注1	飼養羽数（羽） 注2	種別
①	青森県	青森市	H28.11.28	約　18,000	あひる
②	新潟県	関川村	H28.11.29	約　310,000	採卵鶏
③	新潟県	上越市	H28.11.30	約　240,000	採卵鶏
④	青森県	青森市	H28.12.2 ※	約　4,700	あひる
⑤	北海道	清水町	H28.12.16	約　280,000	採卵鶏
⑥	宮崎県	川南町	H28.12.19	約　120,000	肉用鶏
⑦	熊本県	南関町	H28.12.27	約　92,000	採卵鶏
⑧	岐阜県	山県市	H29.1.14	約　81,000	採卵鶏
⑨	宮崎県	木城町	H29.1.24	約　160,000	肉用鶏

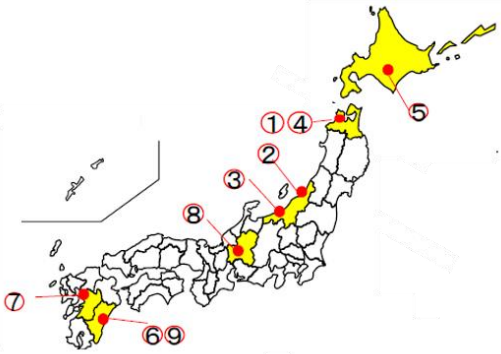

注1）遺伝子検査がH5亜型陽性又は簡易検査が陽性※により、疑似患畜と判定した日
注2）飼養羽数は、殺処分時の最終羽数（⑨は除く）

平成29年2月1日20時現在

３　釧路管内の野鳥からも高病原性鳥インフルエンザウイルス検出！！

全国各地で野鳥等からも高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されています。当管内においても、死亡したオオハクチョウから検出されました。

道内野鳥からの高病原性鳥インフルエンザ検出状況

野鳥回収（保護）日	市町村	種類	備考
平成28年11月24日	苫小牧市	ハヤブサ	高病原性（H5N6亜型）
平成28年12月2日	北見市	オオハクチョウ	高病原性（H5N6亜型）
平成28年12月8日	北見市	オオハクチョウ	高病原性（H5N6亜型）
平成28年12月12日	上士幌町	フクロウ	高病原性（H5N6亜型）
平成28年12月15日	音更町	ハヤブサ	高病原性（H5N6亜型）
平成28年12月20日	白老町	オナガガモ	高病原性（H5N6亜型）
平成29年1月15日	**厚岸町**	**オオハクチョウ**	釧路管内 高病原性（H5N6亜型）
平成29年1月18日	**厚岸町**	**オオハクチョウ**	釧路管内 高病原性（H5N6亜型）
平成29年1月22日	**厚岸町**	**オオハクチョウ**	釧路管内 高病原性（H5N6亜型）

管内養鶏場での本病発生リスクは非常に高い状況にあります。鶏舎内への侵入経路については、野鳥やネズミ等がウイルスを持ち込んだ可能性が指摘されています。次の点について、今一度徹底をお願いします！！

- 鶏舎の点検

野生鳥獣侵入防止のため、防鳥ネットや鶏舎の破損状況を鶏舎内外から点検し、修繕や二重にネットを張る等の対策をとって下さい。

- 異常家きんの早期発見、早期通報

平常時の２倍を超える死亡鶏の発生等、異常が認められた時は、速やかに家畜保健衛生所へ連絡して下さい。

鶏舎の屋根と壁の隙間、換気口は大丈夫ですか？

鶏舎入口では鶏舎専用の長靴への履き替え、消毒等を行ってください！！

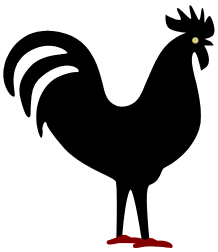

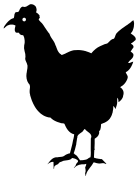

鳥インフルエンザに関する最新の情報は、下記の農林水産省のホームページで確認できます。

農水省　鳥インフル　検索

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html

口蹄疫発生状況

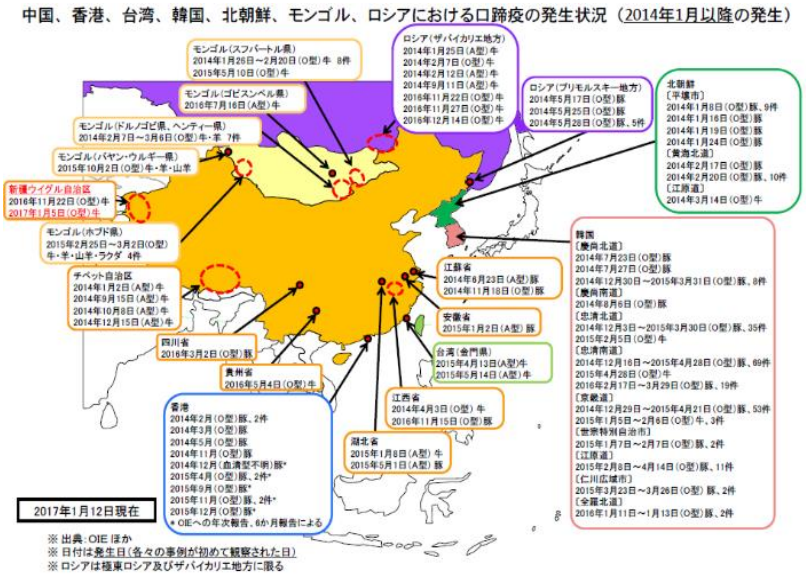

平成22年の宮崎県での発生後、国内では本病の発生はありませんが、近隣諸国では発生が続いています。隣国韓国においても、平成28年１月以降も豚で発生が確認されています。国内侵入防止対策として、空港・港湾等における水際防疫を実施中ですが、消毒槽ののの設置等、農場内侵入防止対策についても、今一度確認をお願いします。

＜病原体の農場内侵入防止対策一例＞

踏み込み消毒槽

消石灰帯の設置

農場出入り口の立看板

口蹄疫防疫演習開催

平成２８年８月３日（水）、平成28年度口蹄疫防疫演習を開催しました。今回の演習は、道警釧路方面本部の警察官を講師に招き、主に釧路総合振興局員を対象に、口蹄疫等発生時の消毒ポイントにおける作業を演習しました。参加者は、動力噴霧器による車両消毒や警察官車両誘導の実技訓練に熱心に取り組んでいました。

枝松主査による事前説明

実技演習の様子

消毒　のなかま？　～やさしい消毒のお話～

寒冷期や季節の変わり目は、大人も子供もよく風邪をひきますが、それは牛も同じです。家畜保健衛生所に持ち込まれる下痢や呼吸器病の病性鑑定依頼も、この時期は多くなります。子牛の下痢では、**ロタウイルス、クリプトスポリジウム、コロナウイルス**などが、呼吸器病では牛**RSウイルス、パスツレラ、マイコプラズマ**などが見つかります。さらにこれらの**多くは混合感染**しています。つまり、農場内にはいくつもの病原体が隠れており、牛が弱った時を狙って順番に侵入し、その数を増やし、さらに他の牛へと広がっていくのです。

では、これらの病原体を農場から排除するにはどうすればいいのか。やはり、**日常的な畜舎内外の消毒がポイント**になります。特に、牛の口や鼻が触れる餌槽・水槽や、子牛がいるハッチや分娩房などは、常にきれいにしておきたいものです。人で言い換えれば、お茶碗と赤ちゃんのいるお部屋ですから。

ところで、そもそも「消毒」とはどういうことなのでしょうか。それは、**「病気を起こさない水準にまで病原体を殺滅、減少させ、無毒化すること」**です。畜舎を無菌状態にすることは不可能ですが、病気が出ない程度にまで病原体を減らし、無毒化することはできそうです。

しかし、**消毒薬にも病原体に対して得手・不得手があります。**先ほど挙げた病原体のほとんどは、逆性石けんでも効果がありますが、クリプトスポリジウムは強力な塩素剤でも生き残ります。ですから、病気の原因となっている病原体に効果のある消毒薬を選択することが重要です。

さらにその消毒薬の効果を最大限に発揮させるためには、まず汚れをこすり落とし、洗い流す、そこへ消毒薬を撒く、器具ならば漬け置きする、そして乾燥させることです。つまり、消毒の基本は、**清掃→水洗→乾燥→消毒→（乾燥）**です。消毒をあいうえお作文風にしてみたので、覚えてくださいね！

消毒

のぞく　（汚れを**除**く）
ながす　（洗い**流**す）
かんそう（しっかり**乾**燥させる）
まく　（効果のある消毒薬を**撒**く）

厳冬期の消毒には、生石灰または消石灰をうまく利用してみませんか。農場出入り口の車両消毒にはもちろん、踏込消毒槽にも利用できます。石灰の消毒効果は、強アルカリにより病原体を殺菌し、さらに石灰乳にすることで病原体をその中に封じ込めることにあります。前述のクリプトスポリジウムも、石灰乳塗布による封じ込めが有効です。 また、雪の上に撒いても効果は持続しています。ただし、生石灰は、水と触れると発熱し出火することもあるので、取り扱いには十分注意してください。

サルモネラ発生状況

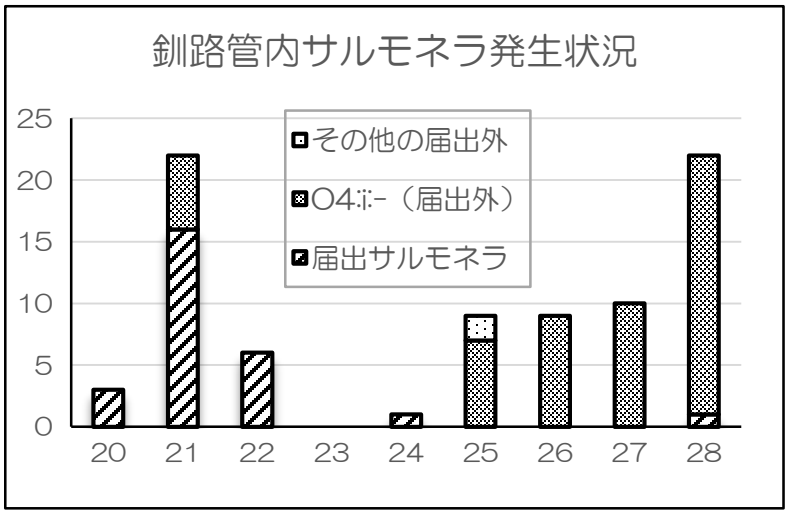

平成28年次、釧路管内ではサルモネラ症が４市町村２２件で発生がありました。昨年次に比べても発生件数は倍増しており、対策終了までに半年ほどかかってしまった農場や、一度対策を終了した後に再発生する農場もありました。

釧路管内で発生しているサルモネラ症は、ほとんどが、届出伝染病であるサルモネラ ティフィムリウム（ネズミチフス菌）の変異株とされている、サルモネラ O4：i：－によるものでした。

サルモネラ ティフィムリウムと同様に親牛にも子牛にも感染し、発熱、下痢、乳量低下などの症状を引き起こします。また、子馬に感染し、発熱、下痢の症状がみられた例もありました。サルモネラ症は夏から秋にかけて多発する傾向にありますが、冬にも発生しています。衛生管理を徹底し、引き続きサルモネラ症発生に厳重警戒してください。

《 サルモネラ侵入防止のためのチェックポイント 》

◆ **農場出入口に石灰帯、畜舎に踏み込み消毒槽を設置していますか？**
（農場内にサルモネラが侵入しないよう、人や関係車両の消毒を徹底しましょう!!）

◆ **野生動物などの侵入防止対策はしていますか？**
（カラスやキツネ、ネズミ、ネコが侵入して畜舎内を荒らしたり、糞で汚したりしていませんか？畜舎の窓やトビラは開けっ放しにせず、ネットを張るなどの対策を行いましょう）

◆ **飼槽やウォーターカップは汚れていませんか？**
（サルモネラは口から感染します。飼槽や水槽は定期的に消毒し、哺乳器具は使用の度に消毒しましょう）

◆ **飼養家畜に発熱や下痢の症状はありませんか？**
（家畜に異常がみられたら、すぐに獣医師の診察を受けましょう!!）

釧路管内は残留事故件数 ワースト１ !!

平成２８年度第３四半期までに、生乳への抗生物質残留事故が、全道で５０件発生しました。このうち、**釧路総合振興局管内での発生件数は１０件**で、**道内で最多**です。

１月新たに２件の発生があり、昨年度１年間での発生件数７件を大きく上回っています。

今年度の残留事故発生原因の内訳

治療牛からの誤搾乳　１０件　　治療薬の誤投与　２件

残留事故を防ぐため、以下の点について確認してください

- 複数のマーキングで識別
- 搾乳作業者間で情報を共有
- 全ての分房の生乳を廃棄
- 前搾りの徹底
- 治療牛の隔離
- 出荷前の確認検査の実施

搾乳作業者全員が、治療牛を認識し、治療牛の生乳が出荷されることがないようにしましょう。

薬剤耐性菌と「抗菌剤の慎重使用」について

抗菌剤（抗生物質のこと）が効かない細菌（薬剤耐性菌）が増えて、世界的に問題となっていることから、2015年5月に世界保健機関（WHO）は国際行動計画を採択しました。わが国でも昨年4月に、今後5年間に取り組むべき対策をまとめた行動計画（アクションプラン）が決定され、人の医療と畜産分野の両方で、「抗菌剤の慎重使用」が一層求められています。

Ｑ　どのようなことが心配されているの？

Ａ　・家畜への抗菌剤の使用により増加した薬剤耐性菌が家畜の治療を困難にすること 。

・畜産物（食品）を介して薬剤耐性菌が人に感染した場合、人の感染症の治療を困難にする可能性。

Ｑ　「抗菌剤の慎重使用」のためにできることは？

Ａ　・抗菌剤の使用機会を減らすため、伝染病の発生防止に努める。具体的には清掃・消毒等の飼養衛生管理の徹底、ワクチンの使用など。

・抗菌剤は本当に必要な場合にのみ使用。また、第二次選択薬（より効き目の強い薬）は最初から使用しない。

なお、処方された抗菌剤の使用を自己判断で途中でやめたり、使ったり使わなかったりすると、その薬剤に対して耐性がある細菌だけが生き残って増えてしまうことがありますので、必ず獣医師の指示に従うようにしてください。

監視伝染病発生状況

管内：平成28年1～12月
道内：平成28年1～12月
全国：平成28年1～12月(速報値)

※表中の数字は頭数（蜜蜂については群数）

疑似患畜及び疑症は含まない

法定伝染病

病名	動物	管内	道内	全国
流行性脳炎	豚			17
ヨーネ病	牛	71	518	550
高病原性鳥インフルエンザ	鶏		1	
腐蛆病	蜜蜂			90

届出伝染病

病名	動物	管内	道内	全国
アカバネ病(胎内感染)	牛			2
牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛	24	304	352
牛伝染性鼻気管炎	牛		625	38
牛白血病	牛	28	557	2,969
牛丘疹性口炎	牛		2	10
破傷風	牛		30	72
気腫疽	牛			4
サルモネラ症	牛	4	104	131
サルモネラ症	豚		2	350
牛カンピロバクター症	牛		1	1
ネオスポラ症	牛		3	12
馬鼻肺炎	馬	1	59	53
トキソプラズマ病	豚			85
伝染性胃腸炎	豚			63
豚エンテロウイルス性脳脊髄炎	豚			4
豚繁殖・呼吸器障害症候群	豚		3	85
豚流行性下痢	豚		326	35,007
豚丹毒	豚		178	2,257
豚赤痢	豚			70
鶏痘	鶏			45
マレック病	鶏			998
伝染性気管支炎	鶏			3,031
伝染性喉頭気管炎	鶏			5
伝染性ファブリキウス嚢病	鶏			48
鶏白血病	鶏			3
鶏マイコプラズマ病	鶏			62
ロイコチトゾーン病	鶏			527
バロア病	蜜蜂		1,030	1,036
チョーク病	蜜蜂		926	933
アカリンダニ症	蜜蜂			37

さあ、今年も定期報告を提出する時期がやってきました！！

もうすぐ定期報告の提出時期となりますので提出準備を行いましょう。家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年2月1日時点の家畜の頭羽数と飼養衛生管理状況について、都道府県知事に報告することになっています。報告期日は、家畜（牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし）所有者については、毎年4月15日、家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）所有者については、毎年6月15日となっています。定期報告が未提出であった場合、ヨーネ病自主検査等の助成事業が受けられなくなる上、提出の督促に応じないなど悪質と認められた場合は家畜伝染病予防法違反と見なされ、10万円以下の過料に処される可能性もあります。

【報告内容】
（ア）飼養している家畜の種類、頭羽数
（イ）畜舎、ふ卵舎の数
（ウ）飼養衛生管理基準の遵守状況（今回から様式が変更になっています）
（エ）飼養衛生管理基準を遵守するための措置の実施状況
（オ）農場平面図の準備　など
※ただし、牛、水牛、馬は１頭、鹿、めん羊、山羊、豚、いのししは６頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥は100羽未満、だちょうは10羽未満の場合、（ア）のみで良い。

平成28年は、関係機関の御協力、農場の御理解のおかげで、釧路管内提出率が100%になりました。本年も提出率が100%なるよう御協力・御理解をお願いします。

平成２８年度職員体制及び緊急連絡先

北海道釧路家畜保健衛生所　０１５４-５７-８７７５

※休日対応　０９０-９５２２-２８９１（携帯電話）又は０１５４-４３-９１００（釧路総合振興局）

所　長　村上　晋一			
次　長　疋田　瑞栄			
指導課	課　長　横井　佳寿美	予防課	課　長　黒澤　篤
	主　査（薬事・安全）　山之内　健		主　査（危機管理）　枝松　弘樹
	専門員　髙木　裕子		専門員　成田　雅子
	専門員　太田　瑞穂		専門員　末永　敬徳
			獣医師　福田　寛
			獣医師　廣川　友弥